

高齢者施設等職員等を対象とした抗原検査Q&A

No	項目	質問	回答																			
1	申込	同じ建物内に2つの施設があり、管理番号は2つ付与されているが、ひとつの管理番号でまとめて申し込んでもよいのか？	<p>まとめて申込できる場合は「抗原検査キット実績報告書兼発注書」に記載のとおりとなりますので、確認いただき、申込をお願いします。</p> <p>&lt;併設事業所分も一括発注で発注できる場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">併設事業所</th> </tr> <tr> <th>入所施設</th> <th>通所系事業所</th> <th>訪問系事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所施設</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>通所系事業所</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>訪問系事業所</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：可能、△：入所施設の入所者に日常的に接する場合、可能、×：不可</p>		併設事業所			入所施設	通所系事業所	訪問系事業所	入所施設	○	△	△	通所系事業所	×	○	○	訪問系事業所	×	○	○
	併設事業所																					
	入所施設	通所系事業所	訪問系事業所																			
入所施設	○	△	△																			
通所系事業所	×	○	○																			
訪問系事業所	×	○	○																			
2	申込	1つの申込で複数の配送先を指定することはできるか。	できません。その場合は配送先となる施設ごとに申込をお願いします。																			
3	申込	介護の短期入所生活介護事業所だが、検査対象施設の一覧に施設名が載っていない。	検査対象施設の一覧には、単独設置の短期入所生活介護事業所のみ掲載しており、特養等本体施設に併設している短期入所生活介護事業所は令和3年度のPCR検査同様本体施設において、まとめて申込を行っていただきたい。																			
4	申込	義務的に実施しなければならないのか。	義務的又は強制的なものではありませんが、国からの要請に基づき、各事業所での感染拡大を防止するため、実施するもので、趣旨を御理解いただき、全ての事業所で実施いただくよう、御協力をお願いします。																			
5	申込	100人ほどの職員がいる大型の施設だが、検査人数を2つに分けて、別日に検査してもよいのか。	全員を同日に検査する必要はありませんが、頻回実施の入所施設では1週間に1回の検査をお願いします。																			
6	対象者	利用者を検査対象としてよいのか。	本検査は職員を検査対象としたものです。ただし、外部との接触のある新規利用者や帰省した親族等との接触により感染のリスクが想定される利用者は必要に応じ、検査対象として差し支えありません。																			
7	対象者	実習生、アルバイト、外部委託業者などは対象に入るか？	利用者と日常的に接するのであれば検査対象とします。																			
追加	8	対象者	入所者に面会する家族等は検査対象になるか。	検査対象になりません。オンラインでの面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守って実施してください。																		
9	キット保管	施設でのキットの保管はどのような環境で行えばよいのか。	2～30℃で保管することとされています。日中冷房されている場所であれば、夜間冷房しなくても、概ね問題ないと考えられる。屋外のプレハブ倉庫や簡易物置での夏の保管は好ましくありません。																			
10	検査	1回申込をすれば、あとは定期的にキットが送られてくるのか？	初回分(1箇月分)については申込後自動的に発送いたします。2回目(残り1箇月分)については事業所からの発注に基づいて発送いたします。キット使用実績報告に併せて発注いただく形です。																			
11	検査	追加の検査キットが来ない。	(実績報告をしていない場合) キット使用数の実績報告に併せて発注いただく形です。実績報告をいただいていない場合は追加の発送はできません。																			
12	検査	思ったより多く検査キットが届いた。数量を間違えていないか。	入所施設には、初回発注時に職員数×4キット(1箇月分)を送付し、追加発注時に残り1箇月分の職員数×4キット(残り1箇月分)を送付します。																			
13	検査	有症状者などへの随時検査はできないのか。	必要に応じ、検査実施通知の6(3)に記載している感染が疑われる場合等に随時検査として検査キットを使用いただいで構いません。																			
14	検査	入所施設に併設する通所系事業所又は訪問系事業所であるが、頻回検査(週1回実施)の対象とならないのか。	入所施設の入所者に日常的に接する職員であれば、頻回検査の対象となります。(入所施設の職員数に含めて申し込んでください)																			
15	検査	想定したよりキット使用数が増え、検査キットに不足が生じるが、追加送付はできないか。	キットの発注は初回発注1回、追加発注1回の計2回(検査期間2ヶ月月中1ヶ月ごとに1回)を想定していますが、やむを得ず不足した場合は更に1回追加して追加発注できることとします。 ただし、追加発注の場合に限りませんが、発注数が過大と認められる場合は調整することがあります。 キットの使用状況・追加所要数を確認の上、京都府高齢者・障害者施設職員等抗原検査事務局(0120-713-213)に御相談願います。																			
16	検査	陽性となった場合の対応はどうか。	検査実施通知の5を参照の上、御対応いただきますようお願いいたします。																			
追加	17	検査	なぜ、訪問系・通所計の事業所は検査回数が少ないのか。	訪問系・通所系事業所は、地域や家庭内での感染もありうるなど、感染ルートが限定されにくい、入所施設は職員が主な感染ルートになるおそれが強く、多数の高齢者が24時間共同生活を送っていることから感染発生した場合の影響が大きいことを考慮して、入所施設は頻回実施しているものです。御理解をお願いします。																		
追加	18	検査	入所施設については、陽性者が判明した場合、施設内感染専門サポートチーム及び管轄保健所に報告することとされているが、訪問系・通所系事業所は保健所に報告しなくてよいのか。	入所施設については、これまでから職員・入所者に陽性者が1人でも発生した段階で所定の様式でFAX報告するようお願いしており、今回お知らせする検査において陽性が判明した場合も同様の対応をお願いしているものです。 今回の通知により、訪問系・通所系事業所において、必要に応じ保健所に報告されることを妨げるものではありません。																		
19	実績報告	検体採取に失敗した分は件数に含めるのか。	使用数に含めてください。																			
20	実績報告	判定不能となった分は件数に含めるのか。	使用数に含めてください。																			
追加	21	実績報告	実績報告や、サポートチーム・保健所への報告は、医療機関等の確定診断が出てから行うのか。	いいえ。医療機関等の確定診断を待たず、サポートチーム・保健所への報告は検査キットで陽性反応が出たら直ちに、検査事務局への報告は検査実施日の翌日までに行ってください。																		